

参加者の有無を確認する公募手続きに係る  
参加意思確認書の提出を求める公示

令和6年2月26日

国土交通省 近畿地方整備局 副局長 魚谷 憲

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、阪神港の供用中のメガコンテナターミナルにおいて、水素エンジン発電機 RTG を用いての実証のうち、換装ユニット等調達・製作、水素充填エリアの整備、RTG の換装、試運転調整を行い、安全性、操作性、運用性、運動性能等の検証を行うための基礎データ収集を行う必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な高度な技術を有する者（以下、「特定の者」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の者と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

(1) 業務名

阪神港における荷役機械高度化実証事業委託業務

(2) 業務内容

「阪神港における荷役機械高度化実証事業委託業務」仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和7年3月21日まで

3. 業務目的

本業務は、阪神港の供用中のメガコンテナターミナルにおいて、水素エンジン発電機 RTG を用いての実証のうち、換装ユニット等調達・製作、水素充填エリアの整備、RTG の換装、試運転調整を行い、安全性、操作性、運用性、運動性能等の検証を行うための基礎データ収集を行うことを目的としている。

4. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ④ 参加意思確認書の提出期限日から見積書の開札の時までの期間において、近畿地方整備局か

ら「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

ア 神戸港ポートアイランド(第2期)地区PC15～17において、水素エネルギーに換装可能なRTGを所有している者もしくは準備できる者、または、その者とその使用について、円滑な調整が可能な者。

イ 神戸港ポートアイランド(第2期)地区PC15～17において、安全かつ円滑に水素エネルギー供給を行うために、現場条件(ターミナル動線や電気系統、周辺環境)を熟知していること。

ウ 今後の水素エネルギー換装荷役機械の導入を考慮し、阪神港内の主要なコンテナターミナルの状況について熟知していること。

(3) 業務執行体制に関する要件

再委託の内容、業務分担構成の妥当性が確保されていること。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎  
近畿地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係  
電話 078-391-7576

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年2月26日から令和6年3月18日まで(1)に同じ。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和6年3月19日14時00分まで(1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)または託送(書留郵便と同等のものに限る。)すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は5.(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書提出予定期限

令和6年4月19日14時00分

(4) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた近畿地域の競争参加資格を有していない者も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画競争方式による企画提案書の提出者として選定された場合であっても、企画提案書を提出するためには、企画競争方式による企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の決定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。